

# みえ県議会だより

発行／三重県議会 編集／三重県議会広聴広報会議

〒514-8570 津市広明町13

☎ 059(224)2877 ☎ 059(229)1931 ☐ gikaik@pref.mie.jp

URL http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/

URL http://www.gijiroku.jp/mie/(スマホ版)

NO.  
164

平成30年  
(2018年)  
8月1日



▲議会ホームページ



▲スマホ版議会だより



赤目四十八滝(名張市)

## 平成30年三重県議会定例会 6月定例月会議

### 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を制定

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案や、三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案などについて審議し、可決しました。

#### 本号の主な内容

1面	本会議での審議結果、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の制定ほか
2~3面	一般質問、用語解説ほか
4面	委員会の紹介、「みえ高校生県議会」のお知らせ 三重県議会定例会 今後の日程(予定)

議案の概要、議員別の賛否等の状況や請願・意見書の内容などは、県議会ホームページの「本会議」からご覧いただけます。

#### 可決した議員提出議案

○三重県議会基本条例の一部を改正する条例案

○障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしそうい三重県づくり条例案

#### 可決した議案

○工事請負契約の変更についてほか3件

○三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案ほか5件

○人事案件(同意)

○公安委員会委員の選任につき同意を得るについてほか2件

○次期改選までの削減を見据えた議員定数の見直しに係る検討を求めるについて

#### 不採択とした議願

○ヘルプマーク等の更なる普及の推進を求める意見書

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会条例案について

○条例案について

#### 三重県議会定例会 主な開催実績

(会議の模様は、一部を除き県議会ホームページの「議会中継」からご覧いただけます。)

11日	7日	4日	6月	13日	15日	19日～22日	27日	29日
本会議 議案に関する質疑 一般質問(4人) 議提議案1件可決 全員協議会	本会議 障がい者差別解消条例策定調査特別委員会 条例案について	本会議 議案10件上程、議提議案1件上程 全員協議会	本会議 平成30年版成果レポート(案)について 障がい者差別解消条例策定調査特別委員会	本会議 各常任委員会・分科会 一般質問(6人) 議案等の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査 予算決算常任委員会	本会議 一般質問(4人) 議案等の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査	本会議 各常任委員会・分科会 一般質問(4人) 議案等の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査	本会議 議案の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査	本会議 議案の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査 議案の審査、所管事項の調査

#### 本会議での審議結果

### 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を制定しました

県議会では、昨年5月に特別委員会を設置し、障がい者差別の解消をめざす条例策定の必要性も含めた調査・検討を行ってきました。

条例策定の必要性が確認できたことから、同委員会では、約1年間の検討を経て、本年6月11日に、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案」を取りまとめ、同月29日の本会議に上程しました。この条例案は、同日、全会一致で可決・成立しました。

この条例は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)を実現するため、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

また、障がい者が参画する協議会等の組織を活用して、障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを推進することとしています。

条例では、共生社会を実現する上での基本理念、県の責務や事業者・県民の役割、障がいを理由とする差別の禁止や差別解消のための体制、障がい者の自立・社会参加の支援などを規定しており、特に、差別解消のための体制の整備については、障がい者やそのご家族、事業者などが差別事案について相談できるよう、県に相談員を設置することや、相談を経ても解決が困難な事案について、助言・あっせんの申立てをすることとしていることとしています。

この条例の施行については、周知期間等を考慮して、平成30年10月1日からとしていますが、条例の施行に向かって、相談員の設置や紛争解決を図る体制の整備に関する規定等は平成31年4月1日から施行することとしています。



特別委員会の様子

#### 「三重県議会基本条例」の一部を改正しました

県議会では、昨年6月、議会改革の取り組みの一環として、「制定から10年を経過した議会基本条例について、今の時代に見合った条例改正の必要性」を検討することとし、同年9月から、議会改革推進会議内に設置された検討プロジェクト会議において、具体的な検討を進めてきました。同会議での検討の結果、近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑みると、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する規定を議会基本条例に盛り込む必要があるとの結論に至り、パブリックコメントを経て、同条例の一部改正案を取りまとめました。この条例改正案は、本年6月4日に、議員提出条例案として本会議に上程され、同年6月11日、全会一致で可決・成立しました。



検討プロジェクト会議の様子